



電子帳簿保存法の改正について

令和3年度の税制改正により電子帳簿保存法のデータ保存要件が緩和されました。

今回は令和4年1月1日に施行される新しい電子帳簿保存法について、重要な改正点を抜粋してお伝えします。

◆電子帳簿保存法とは

原則紙での保存が義務付けられている帳簿書類や証憑資料を電子データで保存することを認めた法律です。

電子帳簿保存法上、電子データによる保存は次の3種類に分けられます。

- ①電子帳簿等保存 会計ソフト等で作成した帳簿をデータのまま保存
- ②スキャナ保存 紙で受領、作成した書類をデータにして保存
- ③電子取引 電子メール等で授受した取引をデータで保存

◆電子帳簿保存法の改正点

① 電子帳簿等保存に関する改正

・税務署長の事前承認制度の廃止

これまでは、帳簿書類等を電子データで保存するためには、事前に税務署長の承認が必要でしたが、**事前承認が不要**となりました。

・最低限の要件を満たす電子帳簿の電子データによる保存が可能

正規の簿記の原則に従って記録された電子帳簿に従って作成されたものに限り、電子データによる保存が認められます。ほかの要件は右記の概要をご参照ください。

・優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の整備

優良な電子帳簿の要件を満たし、届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している場合、申告漏れに課される**過少申告加算税が5%軽減される措置**が整備されました(申告漏れについて仮装隠ぺいがある場合を除きます)。

② スキャナ保存に関する改正

・タイムスタンプ要件の緩和

これまでは、受領者等の自署が必要かつ付与期限が書類の受領後3日以内でしたが、**自署が不要かつ最長約2か月以内**となりました。

③ 電子取引に関する改正

・検索機能の確保

検索可能な要件である「一定の事項」が**取引年月日、取引金額、取引先**となりました。

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要	改正前	改正後	
		優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	○	-
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	○	-
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	○	○	-
システム関係書類等(システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等)を備え付けること	○	○	○
保存場所に、電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと	○	○	○
取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること ※改正後、記録項目は 取引年月日、取引金額、取引先 に限る	○	○	-
② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	-
③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1	-
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっていること	-	-※1	○※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようになっている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります(後述のスキャナ保存及び電子取引についても同様です)。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

(参考) 優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除(65万円)が適用できます。

(国税庁：「電子帳簿保存法が改正されました(令和3年5月)」

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/12.htm>)

～最後に～

これまでに税務署長の承認を受けて帳簿等を電子データで保存していた場合は施行日以降も改正前の要件を満たす必要があります。改正された要件で電子データ保存を行う場合は**承認を取りやめる手続きが必要**となりますのでご注意ください。

電子データで保存することで紙書類の管理の負担軽減や保存場所の削減が期待されます。まだ電子データ保存をされていない方は帳簿書類の電子データによる保存を検討してみてくださいか。

※ 内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当：山口)